

5項目の再発防止対策が提言され、これを受けて全国の鉄軌道事業者が、これら5項目を適切に組み合わせた実施計画を定めており、この実施計画が確実に実施されるよう強力に指導した。

さらに、プラットホームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いプラットホームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備、プラットホーム下の待避スペースの確保など適切な安全対策を講ずるよう全国の鉄軌道事業者に対し指導を行った。

非常停止ボタン



プラットホーム下の退避スペース



5 気象情報等の充実

鉄軌道交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減

に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1編第1部第2章第3節7(3)で述べた施策を講じた。

第3節 鉄軌道車両の安全性の確保

1 鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善

(1) 車両の構造・装置等の改善

近年、鉄道における車両の構造・装置は大きく変化し、各分野における科学技術の発達を反映するとともに、高齢者、身体障害者等に配慮した設計となっている。

最近導入されている車両は、機械的可動部分を削減した装置を採用することにより電子化・無接点化が進み、信頼性と保安度の向上が図られている。また、車両の連結部には、プラットホーム上の旅客の転落を防止する安全対策を施した車両の導入を推進している。

(2) 鉄軌道車両等に関する日本工業規格の整備

鉄軌道車両の品質の改善、生産の合理化等を図ることにより、安全性の向上に寄与することを目的として日本工業規格を整備している。

なお、平成12年度末における鉄道部門の日本工業規格総数は182件となっている。

2 鉄軌道車両の検査の充実

鉄軌道の車両の検査については、鉄軌道事業者に対し、新技術を取り入れた検査機器を導入することによる検査精度の向上、鉄軌道車両への新技術の導入に対応した検修担当者に対する教育訓練の充実及び鉄軌道車両の故障データ等の科学的分析結果の保守管理への反映が図られるよう指導した。